

## 「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」規約

### （名称）

第1条 本組織は、「さが高等教育構想プラットフォーム（SIGMA）」（以下、「SIGMA」という。）と称する。

### （目的）

第2条 SIGMAは、高等教育機関、産業界及び行政機関等が、佐賀県における高等教育を取り巻く状況や課題を共有し、地域の人材育成の在り方などについて、連携した取組を進めることができる協議体として組織する。

2 SIGMAは、別表に掲げる団体等により組織する。

### （会議）

第3条 SIGMAには、総会、企画委員会、その他の会議を設置する。

2 総会は、参加団体の代表者またはこれに相当する者をもって構成し、規約の改廃、SIGMAの運営に関する重要事項について審議する。

3 企画委員会は、参加団体の代表者が推薦する者をもって構成し、SIGMAの運営に関する事項、その他目的を達成するための意見交換、情報交換などを重点的に行う。

4 SIGMAにおける共通認識の醸成を円滑に行うことができるよう、別表の区分ごとに幹事団体を定め、総会、企画委員会の共同代表者として選出する。

### （事務局）

第4条 SIGMAの事務を処理するため、事務局を佐賀県政策部内に置く。

2 事務局の運営について、参加団体は必要な協力を行うものとする。

### 附 則

1 この規約は、令和8年4月15日から施行する。

2 SIGMAの役員、組織については、今後の運営状況を踏まえて、総会で別途審議し、必要な見直しを行うものとする。

別表（第3条関係）

区分	団体等の名称
経済・産業団体等	佐賀県商工会議所連合会 佐賀県商工会連合会 佐賀県中小企業団体中央会 佐賀経済同友会 佐賀県経営者協会 一般社団法人 佐賀県銀行協会 佐賀県信用金庫協会 佐賀県信用組合協会 株式会社 佐賀新聞社 株式会社 サガテレビ 一般社団法人 佐賀県医師会 佐賀県農業協同組合中央会 佐賀県有明海漁業協同組合 佐賀玄海漁業協同組合
行政機関等	佐賀県 佐賀県市長会 佐賀県町村会 佐賀労働局
高等教育機関等	国立大学法人 佐賀大学 学校法人永原学園 西九州大学 学校法人旭学園 武雄アジア大学 学校法人永原学園 西九州大学短期大学部 学校法人旭学園 佐賀女子短期大学 佐賀県教育委員会 佐賀県私立中学高等学校協会 佐賀県専修学校各種学校連合会